資料　2

平成25年１０月２８日
徳島県県土整備部
河川振興課

「徳島県水防計画」の主な変更点

＜変更の概要＞

１）「気象庁が行う予報及び警報」の修正

２）機構改革による名称及び徳島県水防本部編成の変更

３）付表、資料の時点修正

＜修正箇所の解説＞

１）気象庁が「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を踏まえ、平成２５年３月７日より新しい形式の津波警報等の運用を開始しており、それに伴い水防計画の内容を修正した。

（主な変更点）

・津波警報（大津波）（津波）　→　大津波警報、津波警報
・津波の高さを５段階の数値で発表
・地震規模を過小評価と判定した場合、津波の高さを定性的表現で発表

２）機構改革により名称及び徳島県水防本部の編成を変更した。

（主な変更点）

・企業局長（県土整備部長事務取扱）　→　県土整備部長
・港湾空港課　→　運輸政策課
・河川振興課　→　砂防防災課
・徳島県水防本部の編成
　・副統監職に副知事を追加

３）付表、資料について時点修正を行った。

（主な変更点）

・水位局の追加　１２箇所
・潮位観測所の追加　１箇所
・重要水防区域の変更　箇所数　１箇所減
　重要水防区域の延長　604ｍ　減
　水防上最も重要な区間　５９３ｍ　減
・重要な水門・樋門等の追加　１箇所